

パブリックコメント案件概要

案件名:『公立保育所の今後の基本的方向』の改定

1. 施策の概要

昨今の保育環境を取り巻く社会情勢の変化や地域における保育ニーズの変化を受け、公立保育所が今後果たすべき役割等について検討を行い、現行の「公立保育所の今後の基本的方向」(以下「基本的方向」という。)を現状に即した内容に改定するとともに、本市の限りある保育資源を最大限活用しながら、本市の子育て環境の充実や保育の質の向上を目指す。

2. 施策策定(見直し)に至った背景・問題点など

(背景)平成19年度の「基本的方向」策定から18年が経過する中、少子化の一層の進行など保育環境を取り巻く社会情勢は大きく変化している。本市の保育需要は依然として増加傾向にあるが、少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育需要のピークアウトも想定されることから、今後の推移を見据えた対策が必要になっている。

(問題点)こどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、公立保育所が果たすべき役割も改めて整理が必要になっている。

3. 目指す姿・対応策など

- ・「基本的方向」を現状に即した内容に改定し、本市の子育て環境の充実や保育の質の向上を目指す。
- ・「基本的方向」の改定に当たっては、庁内会議体や外部委員で構成する懇話会を設置し、協議を重ねた。
- ・公立で存続させる保育所は、「基本的方向」で公立存続としていた9所(北難波、杭瀬、大庄、大西、塚口、武庫東、武庫南、次屋、園田)に保育所運営が困難な地域の2所(築地、戸ノ内)を加えた11所とする。なお、杭瀬保育所は南杭瀬保育所と統合する。

4. 施策の対象範囲・期間など

対象:入所児童(予定者を含む)及びその保護者 期間:令和8年度以降

5. 市民意向調査の概要

- ・「基本的方向」に盛り込むべき内容を協議する懇話会(学識経験者3名、関係団体2名、保護者代表2名)において保護者代表に参画いただき、その意見を聴取した。
- ・ステップ3の期間中、保育所利用者や地域住民等を対象に設定する、「基本的方向」(素案)に係る説明会を開催する。

6. 施策の検討経過

(1) 素案検討過程での主な論点

- ・公立保育所が果たすべき役割
- ・「基本的方向」の考え方を踏まえつつ、本市の新たな公立保育所の役割を果たしていくために必要な公立保育所の適正規模及び適正配置(地域バランス)

(2) 策定過程で比較検討した複数案の主な項目と反映理由

- ・公立保育所の適正規模及び適正配置(地域バランス)について、懇話会でも様々な意見をいただきながら、公立保育所の役割を果たしていくための庁内検討を重ね、「基本的方向」(素案)の策定に至った。

7. 今後のスケジュール

令和8年1月～2月 保育所利用者及び地域住民説明会等の開催
 令和8年3月2日から3月23日まで(22日間) パブリックコメント募集
 令和8年5月 パブリックコメントで寄せられた意見を考慮し、「基本的方向」(案)を策定
 令和8年6月 「基本的方向」(案)の成案化

8. 添付資料

「基本的方向」(素案)【概要版】
 「基本的方向」(素案)

9. お問い合わせ先

こども青少年局保育児童部保育管理課
 〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁中館2F
 電話番号(TEL)06-6489-6439 ファクス(FAX)06-6489-6373
 メールアドレス(Eメール) ama-hoikukeikaku@city.amagasaki.hyogo.jp